

情報 最前線

市役所への  
お問い合わせ先

- 西条市庁舎  
TEL0897-56-5151
- 東予総合支所  
TEL0898-64-2700
- 丹原総合支所  
TEL0898-68-7300
- 小松総合支所  
TEL0898-72-2111

お知らせ



短期人間ドック、脳ドック  
の申込受付を開始します

■ 対象者

- 平成19年4月1日現在、35歳以上の国民健康保険被保険者で、次の要件に該当する方
  - 現在、入院治療を受けていない方
  - 国民健康保険税を滞納していない方
  - 保健センターが実施している平成19年度総合健診（前立腺がん・乳がん・子宮頸がん・骨粗しょう症検診を除く）を受診（予定）していない方
- ※70歳以上の方は脳ドックを受診できません。

■ 自己負担額

- 短期人間ドック、脳ドックのいずれかを受診する場合 6400円
- 短期人間ドック、脳ドックを同時に受診する場合 1万400円

■ 受診ができる医療機関

- 短期人間ドック、脳ドック 西条中央病院 村上記念病院
  - 短期人間ドックのみ 市立周桑病院 済生会西条病院 西条愛寿会病院 佐藤クリニック
- 定員 700人程度（定員を超えた場合は抽選）
- ※医療機関の業務体制縮小に伴い、脳ドックと同時受診の受け入れ可能人数は、昨年に比べて減少する見込みです。ご了承ください。

■ 申込期間

5月14日(月)～18日(金)  
※申込期間以外の受付はできません。申し込みの結果は5月下旬に通知します。

■ 申込方法

国民健康保険被保険者証と印鑑（スタンプ式印は不可）を持って、次の担当課で手続きをしてください。

■ 申込先

- 市庁舎本館 国保医療課 国保係  
TEL0897-52-1144
- 東予総合支所 市民福祉課 市民保険係、丹原または小松総合支所 市民福祉課 市民生活係

下水道受益者負担金・分担金の納期（旧西条市分）

5月は下水道に係る受益者負担金・分担金の納期です。最寄りの金融機関で納めてください。

■ 対象の納期限

- 旧西条市賦課分 第1期 5月31日(木)

■ 問合せ

市庁舎本館 下水道業務課  
TEL0897-52-11224

平成19年から市県民税と所得税が改正されています

税源移譲

国税から地方税への税源移譲に伴い市県民税の税率が変わっています

地方分権を積極的に進め、地域の実情にあった行政サービスを行えるよう、国税（所得税）から地方税（市県民税）へ3兆円の税源移譲が行われます。

■ 給与取得者・年金所得者の変更点

平成19年1月から所得税（源泉徴収分）が減り、その分平成19年6月分からの市県民税が増えることとなります。

■ 事業所得者等の変更点

平成19年6月分から市県民税が増え、平成20年3月の確定申告から所得税が減ります。

■ 「市県民税+所得税」の税額は基本的に変わりません

改正の前後で個人が負担する「市県民税+所得税」の合計額は、基本的に変わらないように配慮されていますが、定率減税の廃止に伴う税負担の増加があります。

※実際の税額は、毎年の収入や扶養家族数などによって異なります。

税率の改正点

所得税 平成19年1月分から適用

4段階の税率を、**6段階に細分化**  
(所得税と市県民税を合わせた税負担が)  
変わらないよう制度設計。

市県民税 平成19年6月分から適用

3段階の税率から、**一律10%に**  
(市民税6%・県民税4%)

詳しくは、広報さいじょう1月号10・11ページをご覧ください。

お問い合わせ先 市庁舎本館市民税課市民税係 (TEL0897-52-1317)、各総合支所税務課